

パブリック・コメント手続きの実施結果について

平成26年11月4日
政策部公共施設再配置推進課

1 案 件

秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針（案）

2 募集期間

平成26年9月1日（月）～9月30日（火）

3 意見、提案等の募集方法

広報はだの9月1日号及びホームページ

4 意見、提案等の公表場所・提出方法

- (1) 公表場所 各公民館・連絡所、図書館、行政情報閲覧コーナー（本庁舎）、文化会館、ほうらい会館、保健福祉センター、はだのこども館、表丹沢野外活動センター、曲松児童センター、中野健康センター、総合体育館、中央運動公園、おおね公園、サンライフ鶴巻、くずはの家、里山ふれあいセンター、弘法の里湯、宮永岳彦記念美術館、桜土手古墳展示館、公共施設再配置推進課事務室
- (2) 提出方法 郵送、FAX、電子メール及び持参

5 提出された意見書の数

85通

6 提出された意見、提案等の件数

| 内容分類 | | 件数 | 対応区分 | | | |
|----------------------------|------------------------|-----|------|----|-----|---|
| | | | A | B | C | D |
| 方針（案） の内容に 関するも の | 方針の目的に関するもの | 1 | | | 1 | |
| | 方針の対象となる公共施設に関するもの | 4 | | | 4 | |
| | 視点設定の背景に関するもの | 34 | | 3 | 30 | 1 |
| | 利用者増加策及び歳出削減策の検証に関するもの | 16 | | 1 | 15 | |
| | 適正化を図るための統一基準に関するもの | 56 | | 9 | 47 | |
| パブリック・コメントの実施に関するもの | | 3 | | | 3 | |
| 近隣市との比較に関するもの | | 6 | | | 6 | |
| その他（感想、質問など） | | 8 | | | | 8 |
| 計 | | 128 | 0 | 13 | 106 | 9 |

（対応区分）

- A：意見等の趣旨等を方針に反映したもの
- B：意見等の趣旨等はすでに方針に反映されていると考えるもの
- C：意見等の趣旨等を方針に反映することは困難だが、参考とさせていただくもの
- D：内容に関する感想等、その他のもの

公共施設の利用者負担の適正化に関する方針(案)パブリック・コメント提出意見に対する回答及び対応

平成26年11月4日 政策部公共施設再配置推進課

| 番号 | 方針(案)中の該当箇所 | 意見の概要 | 区分 | 回答及び対応 | 備考 | |
|----|-----------------------|---|--|---|--|----------------|
| 1 | 方針の目的に関するもの | 「市民の権利と市の義務」の観点で、今後の秦野の社会教育行政の大きな視点を基本方針に入れての全体の再考をお願いします。 | C | 公共施設の持つ公益性は、税による負担が生じることを前提とするものであったとしても、行政運営においてより一層「選択と集中」が求められる中では、従来型の公共サービスを踏襲することは、財務体質の悪化を招くものです。「公共施設サービス」という「市民の権利」を維持するのは「市の義務」であり、そのための利用者負担の適正化であることをご理解ください。 | | |
| 2 | 方針の対象となる公共施設に関するもの | 公民館は、地域のコミュニティの核として大切な役割があります。経費、採算を度外視した視点が必要なのではないのでしょうか。 | C | すべての公共施設は、それぞれの時代に応じた必要性のもとに設置されてきましたが、方針(案)p.3-13に記載したとおり、今後の建替や修繕の資金さえ十分とはいえません。公共施設を利用する市民は全体の一部であり、より一層の税負担の公平性という観点から、利用者負担を求めていく必要があります。 | 他に同趣旨の意見 2件 | |
| 3 | | 他の行政サービス全般の料金や手数料の見直しとの整合性はどのようにして行われたのでしょうか。 | C | 市が徴収する手数料は、事務1件あたりの人件費、電算処理経費、消耗品費等を積み上げて算出しているものです。消費税率の変更に伴い、現在、全庁的な見直しを検討しています。 | | |
| 4 | 視点設定の背景に関するもの | 「(1) 税負担の公平性の確保」に関するもの | C | 健康増進を目的とする活動場所は、自宅内・自宅外・屋外・屋内等、その内容によってさまざまであり、選択肢の一つとして公共施設を利用することは、税負担の公平性の観点から、施設の管理運営費から算定された適切な使用料を利用者に負担していただくことが必要だと考えます。 | 他に同趣旨の意見 28件 | |
| 5 | | 「(2) 世代間負担の公平性の確保」に関するもの | D | 本方針(案)の趣旨は、「あなたの子や孫に」大きな負担を背負わせないという三人称です。今後も、あらゆる機会をとらえて、少なくとも「私の子や孫」のためという二人称になっていただけるよう、説明を行っていきます。 | | |
| 6 | | 「(3) 公共施設更新(老朽化)問題への対応」に関するもの | C | 利用者負担により得る収入については、将来にわたり持続可能な公共施設サービスとするための基金への積立を行うなど、適切に取り扱うとともに、施設運営に係る収支(管理運営費)については、積極的に公開していきます。 | | |
| 7 | | | B | 方針(案)p.3-13に記載したとおりです。 | | |
| 8 | | | B | 方針(案)p.3-13に記載したとおりです。 | | |
| 9 | | B | 方針(案)p.3-13に記載したとおりです。 | | | |
| 10 | | 「(1) 利用者増加策」に関するもの | 公民館等の利用は全館では延約585000人程(秦野市民65才以上が約41000人とすると)14~15倍の利用数になると思われます。年間が主体の収入にとって利用負担は大きすぎると思います。 | C | 公民館11館を例にとると、平成25年度の利用者数が合計で約49万人です。様々な団体が利用している施設であり、公共施設を利用する市民は全体の一部であることから、一概に高齢者の人口だけで利用者負担を考えることはできません。 | |
| 11 | | | 今後値上がりしたら、利用者は減るのではないですか。高齢化社会に進む秦野市が社会教育の施設を利用しにくくさせるのでしょうか。市が運営し、市民の活動を市民の権利として平等に与えてほしいと願います。 | C | 方針(案)p.7にも記載するとおり、本市が超高齢社会となった中、今後は、より多くの市民が恩恵を受けることとなる福祉サービスなどへの重点的な投資が求められることとなります。こうした状況の中では、公共施設を利用する市民は全体の一部であり、その利用に当たっては、より一層の税負担の公平性を求めていくこととなります。 | 他に同趣旨の意見 1件 |
| 12 | | 利用者増加策及び歳出削減策等の検証に関するもの | 財政健全化の方向性としては、別の財源確保の方法、あるいは経費削減の方法があるのではないのでしょうか。ウェートの高い、効果が上がる方法をご検討下さい。 | C | 方針(案)p.16-17に記載するとおり、公共施設の管理運営費は、行政改革の取組みの中でかなり低い水準に抑えられており、今後、さらなる経費削減によってさらに大きな効果を見込むことは難しい状況にあります。 | 他に同趣旨の意見 7件 |
| 13 | 「(2) 管理運営費用の削減」に関するもの | | C | 公共施設の管理運営費は、これまで「秦野市公共施設白書」などにおいて明らかにしてきましたが、今後は、各施設に掲示するなどして、利用者の皆さんに実態を的確にお伝えしたいと考えます。 | | |

| | | | | | | |
|----|----------------------------|---|--|--|--|------------|
| 14 | | 西中学校体育館と西公民館の複合化によるVFM効果について、詳細データの開示をお願いしたい。 | C | 専門性の高い内容になりますので、積極的な周知はしておりませんが、「平成24年度秦野市義務教育施設と地域施設の複合化事業に対する民間活力導入可能性調査報告書」が、西公民館で閲覧できます。 | | |
| 15 | | 減免利用の見直しも良いと思います。 | B | すでに方針(案)p.27に記載しています。 | | |
| 16 | 「(4) 使用料の減免制度」に関するもの | 減免制度のあり方について、総合計画にある「公共を担う多様な主体との「協働・連携」」の視点との整合を図っていただきたい。 | C | 現在、申請者や団体名のみで減免を判断している事例が見受けられることから、使用目的により厳密に判断すべきという趣旨によるものであり、公益目的の使用は現行の減免制度を維持します。総合計画との視点の整合は図られていると考えます。 | | |
| 17 | | 減免制度について、西地区の3公民館の実績を出しているが、西公民館の減免件数が多いのは、渋沢、堀川にはない歴史的、地理的な理由があると考えます。 | C | 減免に該当する旧来の公共団体・公益的団体が、使用目的にかかわらず、現在まで継続的に減免を受け続けている経緯もあるという意味での記載をしました。現在、減免による利用をしているすべての団体が減免を受けるのに適切な使用をしているか、今一度精査する必要があると考えます。 | | |
| 18 | | 無料施設の有料化は良いと思いますが、そのための管理コストがかかるのでよく検討が必要ですね。空き時間の有料利用もよいと思います。 | B | すでに方針(案)p.24に記載しています。 | | |
| 19 | 「基準1 無料利用の有料化と施設の開放」に関するもの | 無料施設の有料化は進めるべきでしょう。公民館の利用料増は秦野市の経費削減の優先順位の低位に位置づけるべきでしょう。 | B | すでに方針(案)p.24に記載しています。 | | |
| 20 | | 北矢名児童館などは無料。そういう所も見直してもらいたいと思う。 | B | すでに方針(案)p.24に記載しています。 | | |
| 21 | | 図書館の雑誌・新聞など最小限にし、資料は有用なものに限る。利用者には登録時に料金を徴収し、有効期限を3年程度とし、更新の都度、料金を徴収するのが良いと思います。 | C | 図書館資料の閲覧等は、図書館法に基づく無料利用を原則としています。しかしながら、管理運営費の削減や利用者負担の可能性については、今後も検討を継続してまいります。 | | |
| 22 | | 利用者負担の適正化とは、どのように算定して現状料金の2倍になったのでしょうか。根拠が不明です。 | B | 方針(案)p.26に記載したとおりです。 | | |
| 23 | 「基準2 算定根拠を明確にします」に関するもの | 料金の算定原価には減価償却費を対象から外し、一般的な管理・運用経費に限定すべき。 | C | 方針(案)p.9に記載したとおり、近年の特例債の増加は、現在市民へのサービスに係る負担がサービスの恩恵を受けない後世代へ送られることとなります。そのため、現在市民も応分の負担をしなければならないという考えから、従来は使用料算定の基礎とはならなかった減価償却費を含めるものです。 | | |
| 24 | 適正化を図るための統一基準に関するもの | 「奉仕型(ボランティア)使用料負担なし」は良いと思います。 | B | すでに方針(案)p.24に記載しています。 | | |
| 25 | | 利用団体は届出制にして、登録料や年間利用料を徴収する方法が良いと思います。 | C | 団体ごとの利用回数に差があることから、一律に考えることは難しいと考えます。 | | |
| 26 | | 以前からお願いしているのですが、今の1時間単位の料金を30分単位にして頂けると、もっと使い勝手が良くなるのですが。 | B | すでに方針(案)p.27に記載しています。 | | |
| 27 | | 「基準3 メリハリのある使用料制度」に関するもの | 公共施設は市民が活動し、交流する場です。利用者負担といっても、多くは税金でまかなうのが本来だと思います。「子育て支援」「市民の健康」を推進するなら利用者の負担をふやすことはしてほしくありません。子育て支援、健康推進等の部署ともよく調整してください。 | B | 方針(案)p.27に記載のとおり、子育ての支援、子育て環境の充実を図るための使用料の減免制度の規定を検討しています。 | 他に同趣旨の意見2件 |
| 28 | | 少人数のグループでも広いホールを使わなければならないので、使用料のアップは直ぐにクラブ活動参加の可否に直結する。 | C | これまでも、広い部屋を他団体と共用し、使用料を折半する共同利用について提案していますが、広い部屋を仕切って複数団体で使用できる間仕切り等の簡単な設備の設置について、今後検討してまいります。 | | |
| 29 | 「基準4 負担感の緩和」に関するもの | 公共施設の利用者負担の考え方は、理解しているし、当然でもあると考えています。負担額・負担の比率を最低限にして頂きたい。使用料が50%増くらいなら、まだ仕方ないと思えますが、2倍~2.5倍にハネ上るのには理解できません。 | C | 管理運営費から算定した使用料の金額に引き上げると、現行使用料との差が大きくなるため、引き上げの限度として設定した数字です。30分毎の利用料金の設定や、広い部屋を仕切って複数団体で使用できる間仕切り等の設置を進めますので、利用者の皆さんの工夫もお願いいたします。 | 他に同趣旨の意見21件 | |

| | | | | | |
|----|--------------------------------------|--|---|---|-----------------|
| 30 | | 市内にはサークル活動している団体がいくつもあると聞き及んでおります。高齢者には大きな負担とならないよう特段の配慮を願うものです。 | C | 30分毎の利用料金の設定や、広い部屋を仕切って複数団体で使用できる間仕切り等の設置を進めますので、利用者の皆さんの工夫もお願いいたします。 | 他に同趣旨の意見 20件 |
| 31 | パブリック・コメントの実施に関するもの | 今回の市民の意見を求めるアプローチは「広報はだの」に掲載されてはいるが、もっとPRして市民が関心を持って意見が出るようにするべきではないでしょうか。 | C | 今回の意見公募は「秦野市行政計画に係るパブリック・コメント手続実施要綱」の規定に基づき実施しておりますが、方針策定後の各施設の具体的な使用料改定に向けては、さらなる周知を図ってまいります。 | 他に同趣旨の意見 1件 |
| 32 | | インターネットだけでなく、利用者の声やアンケートもとってください。 | C | 「税負担の公平性」の観点から、公共施設の利用の有無に関わらず、不特定の市民の意見を把握することが必要と考えますが、方針策定後の各施設の具体的な使用料改定に向けては、必要に応じて利用者の意見を把握してまいります。 | |
| 33 | 近隣市との比較に関するもの | 伊勢原市・平塚市の公共施設は体育館などを除いて無料と聞いていますが、秦野市はなぜ有料ですか。 | C | 方針(案)p.3-13で記載する「視点設定の背景」については、全国どの自治体でも状況は同じです。近隣市においても利用者負担に関して検討の段階に入っているとの情報は聞き及んでおります。公共施設の利用頻度が低い市民も納得のできる使用料制度とする必要があると考えています。 | 他に同趣旨の意見 5件 |
| 34 | その他 | 適正化は賛成です。 | D | 将来にわたり持続可能な公共施設サービスを提供するための利用者負担の適正化であることを今後も周知していきたいと考えます。 | |
| 35 | | 施設の維持は絶対必要です。利用者が居る限り、使用料を上げて施設を守ってほしい。 | D | | |
| 36 | | 市会議員の数が多いと思います。沢山の無駄使いをしていると思います。年寄りの負担を多くしないで下さい。 | D | | |
| 37 | | 消費税の値上げ物価が上がっている時期の値上げは便乗値上げだ。 | D | | |
| 38 | | 汗でベタベタの男女が組合っの踊りは不潔！エアコンの冷房は25℃以下として5月初～10月末実施してほしい(冬場の暖房は不要です) | D | | 参考意見とさせていただきます。 |
| 39 | | 公共施設をなくすのに反対です。地域の人達との交流の場をなくさないで下さい。 | D | | |
| 40 | | 値上げされるとサークルがなりたたなくなる可能性があり非常に困ります。 | D | | |
| 41 | 仲間達とのささやかな楽しみを減らさなくても良いように配慮をお願いします。 | D | | | |

A: 意見等の趣旨等を方針に反映したもの
B: 意見等の趣旨等はすでに方針に反映されていると考えるもの
C: 意見等の趣旨等を方針に反映することは困難だが、参考とさせていただきますもの
D: 内容に関する感想等、その他のもの